

## 総 則

### 1. 趣 旨

本県内の中学生が、スポーツに親しみ、スポーツ精神を高揚し、併せて健康増進と体力の向上を図り、身体的及び精神的な発達を推進する。加えて、スポーツを通じて、中学生がお互いに理解し合い、友好親善を深め、明るく豊かな中学校生活の実現を図り、もって本県スポーツの振興に寄与することを目的とする。

また、茨城県中学校総合体育大会及び全国中学校体育大会の予選会を兼ねて実施する。

### 2. 主 催

茨城県・茨城県教育委員会・公益財団法人茨城県体育協会

### 3. 主 管

茨城県中学校体育連盟・公益財団法人茨城県体育協会加盟競技団体

### 4. 後 援

各市町村・各市町村教育委員会

### 5. 会 期

(1) 会期は、次のとおりとする。

ア 夏季大会 令和3年7月9日(金)から令和3年7月30日(金)まで

(陸上競技他16競技)

イ 冬季大会 令和3年11月10日(水)から令和4年1月9日(日)まで

(駅伝競走及びスキー競技)

### 6. 実施競技（18競技）

No.	競技名	種別		競技名	種別		競技名	種別
1	陸上(駅伝)	男女	7	レスリング	男	13	柔道	男女
2	水泳	男女	8	ハンドボール	男女	14	ソフトボール	男女
3	サッカー	男	9	ソフトテニス	男女	15	バドミントン	男女
4	バレーボール	男女	10	卓球	男女	16	弓道	男女
5	体操(器械・新体操)	男女	11	軟式野球	男	17	剣道	男女
6	バスケットボール	男女	12	相撲	男	18	スキー	男女

### 7. 競技方法・申込方法

- (1) 各競技専門部が定めた競技方法とする。
- (2) 外部コーチのベンチ入りについては、専門部の決定にしたがう。
- (3) 学校対抗形式で男子の部、女子の部として実施する。
- (4) 各専門委員長あて所定の形式で提出のこと。
- (5) 申込締切日を過ぎた場合は受けつけない。

### 8. 開会式及び閉会式

- (1) 開会式は、今年度は実施しない。
- (2) 閉会式(表彰のみ)は、令和3年8月5日(木)午前10時から茨城県武道館**剣道場**で行う。  
入賞6位までの学校は参加する。

## 9. 表彰

- (1) 学校対抗の表彰は、男女各6位まで表彰する。
- (2) 各競技の団体3位、個人3位まで表彰する。  
(チーム編成の競技、陸上・水泳競技のリレー等は団体とし、団体賞状1枚とする。)

## 10. その他

- (1) 参加制限は茨城県中学校体育連盟専門部(18専門部)の生徒とする。ただし、専門部以外で全国又は関東大会が実施される競技については、その選考会を県民総体成年・少年の部と一緒に挙げるものとする。
- (2) 合同チームについては、茨城県中学校体育連盟の定める「茨城県中学校体育大会(総体・新人)合同チーム参加規程」にしたがう。
- (3) 参加生徒の引率は、原則として校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督になれない。  
\*「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。
- (4) 本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に関する指導処置を受けていないこととする。

### <新型コロナウイルス感染症対策について>

大会開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、選手・役員等をはじめ大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項とする。

また、感染症拡大防止対策については、国や日本スポーツ協会、中央競技団体、茨城県教育委員会などが示すガイドライン等を基本とし、県中体連本部及び専門部が作成する運営方針に則って実施する。

#### (1) 感染症防止対策のための遵守事項

参加者は、以下の事項を了承し、遵守すること。

- ①大会前2週間の体調確認・検温結果を記録すること。
- ②本連盟が示す運営方針を遵守し、感染症を拡大させないように努めること。
- ③以下の場合、大会参加を辞退すること。
  - ・大会前日または当日に発熱(37.5℃以上)した場合や、大会当日に「参加同意書及び体調チェック表」の項目に当てはまる症状がある場合。
  - ・大会前2週間以内に、感染症の疑い(濃厚接触者に該当する場合や同居家族等に発熱等の症状の方がいる場合等)がある場合。
- ④大会中及び大会終了後2週間以内に、新型コロナウイルス感染症への感染が発覚した場合は、当該競技専門部へ報告すること。(※専門部は県中体連本部へ速やかに連絡する)
- ⑤大会終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した参加者が発見された場合には、その感染経路の特定に協力すること。

#### (2) 大会開催可否について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の状況となった場合、主催者(運営者)は大会開催可否について検討する。

- ①新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言等が発令された場合
- ②競技会開催地である自治体(都道府県)独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合
- ③その他、感染拡大が懸念される場合等

#### (3) その他

国および茨城県における新型コロナウイルス感染症対策に変更が生じた場合は、上記内容・対策等もその都度、変更するものとし、最新の対応をすることとする。